

松阪市中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金においては、中小企業者等を以下の通り定義する。

【中小企業者等】

＜中小企業者＞

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に準じて、以下の通り中小企業者を定義する。

業種	以下のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
① 製造業、その他	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5千万円以下	50人以下
④ サービス業	5千万円以下	100人以下

※業種の類型については、日本標準産業分類第13回改定に伴う中小企業の範囲の取扱いについて（http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf）を参照のこと。

※資本金基準又は従業員数基準のいずれか一方を満たせば中小企業者とする。

※みなし大企業に該当する法人を含める。

＜中小企業団体等＞

以下のいずれかに該当する法人。

- ・ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合
- ・ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立した協業組合、商工組合、商工組合連合会
- ・ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立した商店街振興組合、商店街振興組合連合会

＜個人事業主＞

＜その他中小企業等（会社法上の会社以外）＞

- ・ 会社法（平成17年法律第86号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）以外の法人であり、かつ従業員が300人以下の法人。

備考

- ・ 従業員とは、雇用形態を問わず、当該法人に雇われている労働者をいう。